

県北広域振興局長告示第4号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和5年2月21日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び 所在地	生産事業の廃止年 月日
		種 穂		苗 木			
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木の育成		
岩手 福40	前沢 博 二戸市米沢字家ノ 上46番地2			○	○	前沢農園 二戸市米沢	令和4年6月30日